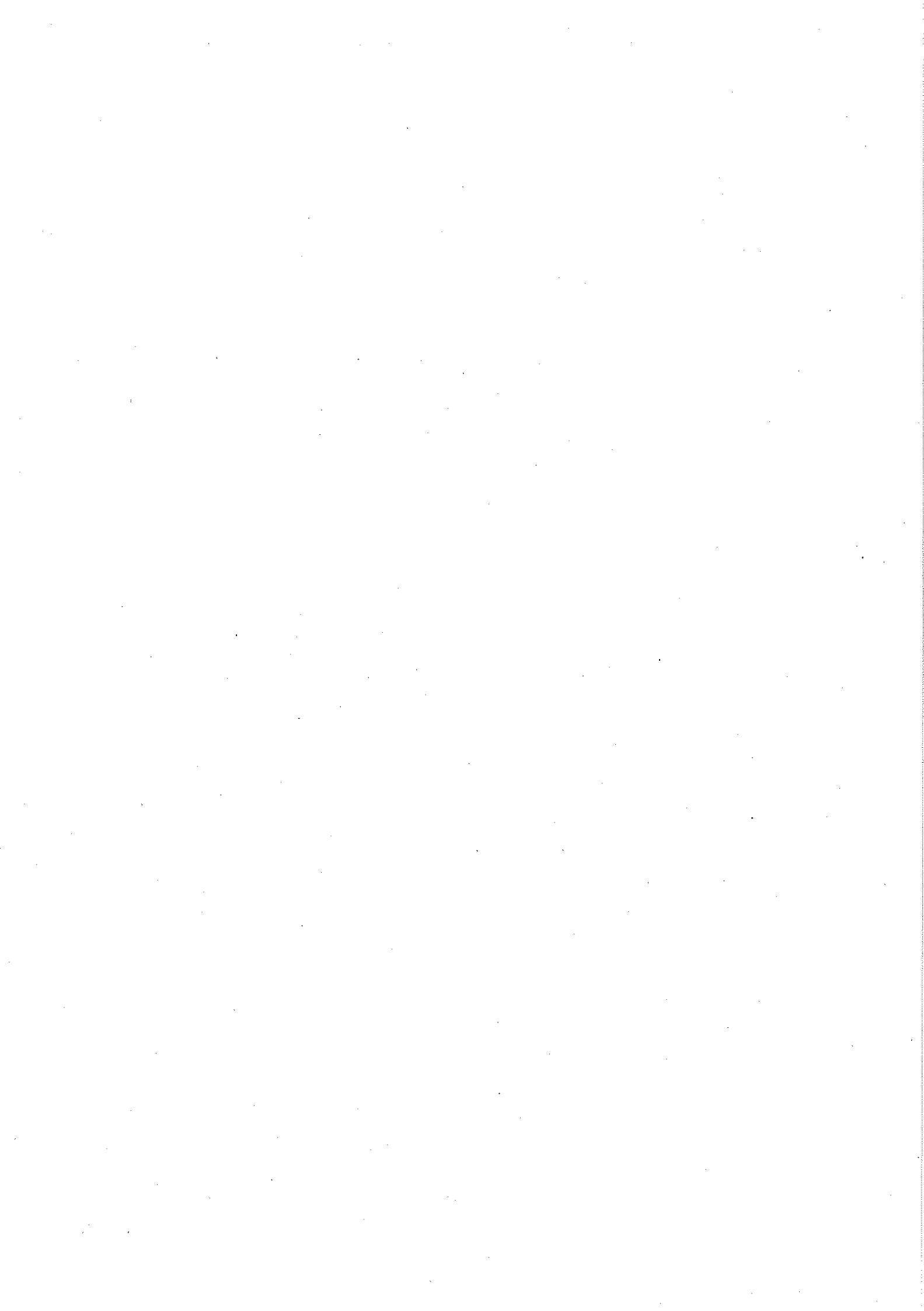


豊監報第2-2号
令和2年2月27日

豊岡市監査委員 保田勇一
豊岡市監査委員 中嶋英樹
豊岡市監査委員 椿野仁司

財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者監査)結果報告について
(出石ライオンズクラブ)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者の監査を行ったので、同条第9項の規定により報告書を提出します。



財政援助団体等監査結果報告書

(公の施設の指定管理者監査)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 監査の対象（指定管理者）

出石ライオンズクラブ

（当該団体の事業に関係する地域コミュニティ振興部文化振興課の事務を含む。）

2 指定管理施設

豊岡市立出石明治館

3 選定理由

以下の事由により、当年度の監査対象とした。

- (1) 豊岡市立出石明治館（以下「明治館」という。）は、郷土の歴史、民俗資料等の資料を収集し、保管し、及び展示して地域住民の利用に供し、郷土の歴史についての知識及び関心を深めるとともに、文化の向上に資することを目的に設置されている。その効果検証を行う。
- (2) 指定管理者として、出石ライオンズクラブが明治館の管理を受託しているため、その経理状況等を確認する。

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、関係者によるヒアリングや書類等を突合するなどの監査手続を通じて試査する。特に今回の監査は、出石ライオンズクラブにおける指定管理やその他関係事務について、適時適切に行われているかという観点から、2016年4月1日から2019年11月30日までの期間について、監査の対象範囲として実施した。

また、出石ライオンズクラブに関する地域コミュニティ振興部文化振興課の事務が、関係法令等にのっとり適切に処理されているか検査した。

第4 監査の着眼点

監査の実施にあたり、監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 公の施設の指定管理者団体関係

- (1) 指定管理に係る事務が、豊岡市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例や指定管理者制度に係る運用指針等に基づき適切に事務処理されているか。施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
- (4) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。

- (5) 利用料金の設定等は適切になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。
- (8) 地元地域の方々との連携・協力の体制はどうか。

2 所管部局関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等の根拠に基づいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 利用料金制を採用している場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者からの報告の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (7) 経営成績及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (8) 指定管理者との連絡・調整等が十分行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 事前監査（予備調査）の実施

出石ライオンズクラブ及び地域コミュニティ振興部文化振興課を対象に、監査委員事務局職員による事前監査（予備調査）を実施した。

事前監査においては、主な着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況について、事前監査点検事項を設定する方法により監査を実施した。

(1) 実 施 日 2020年1月22日

2 監査委員監査（本監査）の実施

(1) 実 施 日 2020年1月29日

(2) 監査委員名 監査委員 保田 勇一、監査委員 中嶋 英樹、監査委員 椿野 仁司

(3) 基 準 等 豊岡市監査委員監査基準及び監査等の実務ガイドライン（全国都市監査委員会編集）

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の期間 2019年11月29日から2020年2月17日

2 実施場所 明治館会議室

第7 監査の結果

今回の監査は、明治館について、平成28年度から平成30度までの3年間の経営状況等や指定管理施設に係る事務について聴取し、関係諸帳簿の検査を実施した結果、出石ライオンズクラブは、公の施設の設置目的に沿った事業を展開している中で、入館者増に向けてPR活動に取組まれているとともに、指定管理施設に係る事務もおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、今回の監査における指導事項等は、「6 監査の総括及び所見」に述べているとおりであるので、これらの事項等に関しては検討等を求める。

また、軽易な注意事項等についてはその都度口頭で注意等したので、記述を省略した。

以下、監査結果は次のとおりである。なお、文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 団体の概要

(1) 概 要

団体の名称	出石ライオンズクラブ
団体の所在地	豊岡市出石町魚屋50番地
代表者の氏名	会長 深田 勇（当時）
設立年月日	1964年3月28日
会員数	51名（当時）
主な事業	<ul style="list-style-type: none">・環境保全事業（環境整備清掃作業、植樹ほか）・献血、視聴覚障害福祉事業・地域文化教育事業（伊藤清永賞こども絵画展協賛ほか）・社会福祉事業（福祉まつりにてチャリティーバザーの売上金寄附ほか）・国際青少年受入・派遣事業など

(注) 平成29年12月1日提出指定管理者指定の議案より

(2) 組織・体制（2019年7月31日現在）

出石ライオンズクラブ 会長 美薫 保昭
正会員33名 終身会員4名 家族会員11名

(3) 目 的

社会的奉仕活動を職場や個人で行うだけではなく、ライオンズという団体を組織し、チームワークを発揮して行うことによって、有意義な効果をあげる。

2 指定管理施設の沿革及び概要等

(1) 施設の概要（平成30年度指定管理者事業報告書等より）

施設の名称	豊岡市立出石明治館
所 在 地	豊岡市出石町魚屋50番地
施設分類	社会教育施設
指定管理期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
指定管理料	2,250千円
選定方法	非公募
料金制度	利用料金
施設の沿革及び概要	<p>[沿革等]</p> <ul style="list-style-type: none">・明治20年 郡役所として建築 建物概要 木造2階建 延床面積 403.02m²・昭和57年3月20日 豊岡市文化財指定「旧出石郡役所」・平成23年7月1日 指定管理施設 <p>[概要等]</p> <p>主な施設 展示室、多目的集会室、事務室、トイレほか</p>

(2) 施設の職員配置

出石ライオンズクラブ事務局 1名

その他、土・日曜日の受付としてパート事務員2名を配置している。

(3) 主な実施事業

明治館は、明治20年建築の旧郡役所で、木造2階建てのレトロな洋館として一般公開している文化財（建築物）である。明るい水色に塗られた壁や、玄関のコリント式の柱頭が目を引くモダンな建物であり、建物の中は出石の郷土資料館となっている。日本の天気予報の創始者で、測候所を設立した桜井勉氏をはじめ、出石の偉人展を常設している。また、多目的集会室に国指定伝統的工芸品の出石焼の出石磁器を展示している。

施設の設置目的や事業の機能が損なわれることがないという判断から、出石ライオンズクラブは、受付兼団体事務所として施設の1室を使用している。

明治館における管理業務の内容は次のとおりである。

- ア 歴史、民俗、産業、芸術等に関する資料の収集、保管及び展示をすること
- イ 資料等の調査及び研究に関すること
- ウ 講演会、映写会等の開催による文化財に関する知識の普及及び啓もうに関すること
- エ 学校及び社会教育施設と連携を図り、その活動を援助すること
- オ 歴史資料館の目的を達成するために必要な事業

明治館における入館料は次のとおりである。

区分	個人 (1人1回につき)	20人以上の団体 (1人1回につき)
大人	100円	80円
学生	60円	50円

※1 「大人」とは、高等学校に就学する年齢以上の者（学生を除く。）をいう。

※2 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。

※3 65歳以上の者及び身体障害者手帳等の交付を受けた者が年齢を証するものなどを提示した場合は、5割に相当する額を減免

なお、規則改正により、令和2年4月1日から※3の65歳以上の者に対する減免がなくなる。また、入館料も改定する予定である。

明治館における使用料は次のとおりである。

区分	使用料		
	9：00-12：00	13：00-17：00	18：00-22：00
多目的集会室	1,200円	1,600円	1,600円

なお、第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、条例改正され、令和2年4月1日から「1,200円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,700円」に限度額が改められるが、改定は行わない予定である。

3 施設の利用状況

(1) 利用者数及び使用件数

(単位:人、件)

年 度 区 分	H27	H28	H29	H30	R元
入館者(人)	5,789	4,415	3,983	3,951	2,801
貸館使用(件)	15	14	16	13	9

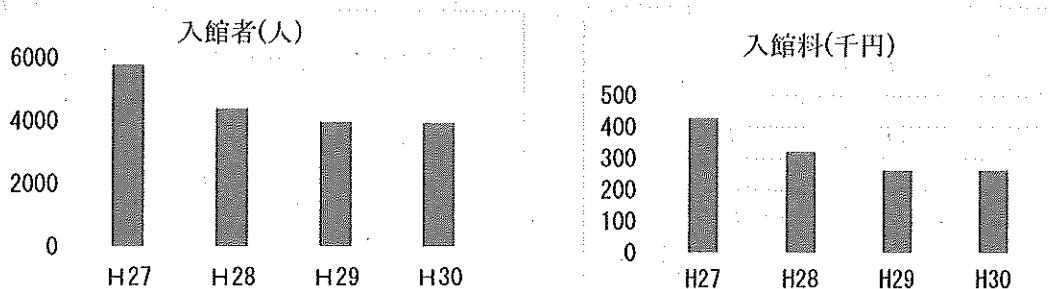
※R元は、11月末日現在

(2) 利用料金(入館料、使用料)

(単位:千円)

年 度 区 分	H27	H28	H29	H30	R元
観覧者に対する 利用料金(千円)	429	322	264	265	183
使用者に対する 利用料金(千円)	29	27	31	25	19
計	458	349	295	290	202

※R元は、11月末日現在



4 施設管理の収支状況(指定管理者事業報告書より)

(単位:千円)

項目	科 目	H28	H29	H30
収 入 の 部	指定管理料	2,099	2,100	2,250
	利用料金	349	295	290
	その他の収入	30	12	4
	補填金	210	210	210
	収入合計①	2,688	2,617	2,754
支 出 の 部	人 件 費	1,888	1,916	1,984
	事 務 費	11	13	11
	事 業 費	41	43	14
	施設維持管理費	793	781	857
	支出合計②	2,733	2,753	2,866
	差引 ①-②	△45	△136	△112

※ その他収入は、書籍(出石町史・出石の文化財・袴狭遺跡など)販売手数料など

※ 補填金は、出石ライオンズクラブからの補填

※ 事業費の内容は、パンフレット及び入館チケット作成経費など



(豊岡市指定文化財 出石明治館)



(明治館受付)

5 主な取組状況

(1) 利用者ニーズの把握

- ア 城下町出石の成り立ちや出石藩が5万8千石の雄藩であった歴史など、まちの変遷を一望できる鳥瞰マップを展示し、受付スタッフが来館者へ説明している。
- イ 年間を通じて意見箱及び意見感想ノートを設置し、利用者ニーズの把握を行っている。利用者からの英字パンフレット設置の要望に対して検討を行い、編集作業を進めている。

(2) サービス向上及び利用者増に向けた取組

- ア 出石町内の小中学校及び高等学校へ施設利用の案内を行い、校外学習やPTA活動での施設活用につながっている。結果、学校活動を支援することができている。
- イ 谷山川のミズアオイ保護団体の活動写真の企画展示を行ったり、出石永楽館全国子ども落語大会の予選会を行うなど、入館者増に向け事業の企画に取り組んでいる。

(3) 効果的な施設管理に向けた取組

- ア 出石の歴史紹介DVDの映像を映し、出石の歴史が学べる施設としている。
- イ 昔懐かしい蓄音機やレコード盤を展示した休憩サロンもあり、ゆったりとくつろげる施設としている。
- ウ 火災発生時のマニュアルを整備し、入館者の安全確保に努めている。
- エ 事務経費の節減に努めている。
- オ 条例に規定する入館料の範囲内において、市長等の承認を得て、指定管理者が定める入館料について、収益向上の観点から増額をする予定である。



(歴史を彩った出石の人物展)



(出石鳥瞰マップの展示や出石の歴史紹介DVDを映す設備のある休憩サロン)

6 監査の総括及び所見

一般公開している文化財施設の指定管理者としての意識は高く、「管理マニュアルと心得」を整備し管理業務を行っている。また、出石ライオンズクラブの社会的奉仕活動（アクティビティ）として、明治館の清掃活動を年1回実施している。

受付スタッフのモチベーションも高く、利用者サービスのさらなる向上と、快適な施設として利用の増進をめざして業務遂行に努めている。

また所管部署との連絡調整などの連携については、基本協定に基づきおおむね適切に行われており、監査の対象に係る事務の執行並びに施設管理についても、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、改善が必要であると思われる点が見受けられたので、適正な業務執行に向けて対処されたい。なお、事務処理上改善を要する軽易な事項については、担当職員等に直接注意等を行ったので記述を省略した。

〔要望事項〕

- (1) 平成28年度から平成30年度の施設の管理運営のため、出石ライオンズクラブから補填を行っている。出石ライオンズクラブでは、入館者増をめざして特別委員会（明治館管理委員会）を開催し、明治館活用について協議し、PR活動に努めているが、入館者増にはつながっていない。収益向上の観点から入館料の増額を予定されているが、引き続き所管部署とともに利用者増に努められたい。
- (2) 市指定の文化財でもある明治館は、地域にとっても特別な場所である。出石ライオンズクラブでは、出石町内の文化施設や観光施設と協力して、スタンプラリーの実施など観光客の回遊性を高める取組も行っている。引き続き、地元関係者との連携強化に努め、これまでの取組みの継続により安定経営となり、そのうえで明治館が市民の文化交流の場となることを期待する。
- (3) 所管課においては、毎年度終了後に事業報告書の提出を受けて、評価を行っている。しかし、管理の適正を期し、今後の方針等の検討のために、日常的な「監督」「モニタリング」を行われたい。



(出石ライオンズクラブによる説明)